

大分県・市町村国民健康保険からのお知らせです

平成30年4月から、市町村国民健康保険（市町村国保）のしくみが変わります

- 国保制度を維持していくため、県が市町村国保の運営に加わります
- 市町村はこれまでどおり、国保加入者に身近な業務である、資格管理（保険証の交付など）や保険税の賦課・徴収、給付サービス、保健事業などを行います



国民健康保険に関する問合せ先は

これまでどおり、被保険者が居住する市町村です

（※レセプト等の請求先はこれまでどおり、国保連合会です）



各種手続き



保険税

給付サービス



保健事業



大分県内の市町村で協力し、
平成30年8月からサービスを向上させます

- ✳ 国保保険証の様式や更新時期を、県内市町村で統一します
- ✳ 70歳以上の方が持っている「高齢受給者証」を、保険証と兼ねる（1枚で済む）ようにします

現在、大分県内の多くの市町村では、
70歳以上の方が受診する場合は、必ず2枚必要



平成30年8月からは
1枚になって便利に!!

※ 詳しくは、うら面をご覧ください

(うら面へつづく)

国保保険証の交付はこれまで通り市町村が行います(おもて面からつづき)

(様式例)

◆ 70歳未満の被保険者に交付するもの

① 大分県 国民健康保険 被保険者証	有効期限	平成	年	月	日
	記号	番号			
② 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日	年	月	日	性別	
	年	月	日		
	年	月	日		
世帯主氏名 住所					
保険者番号	③ 交付者名				印

【主な変更内容】

- ① 証の名称に「大分県」を追加
- ② (旧) 資格取得年月日が
(新) **適用開始年月日**へ変更
- ③ (旧) 保険者名が
(新) **交付者名**へ変更
※例) ○○市

◆ 70歳以上の被保険者に交付するもの (高齢受給者証一体型)

④ 大分県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限	平成	年	月	日
	発効期日	平成	年	月	日
氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日	記号	番号			
	年	月	日	性別	
	年	月	日	⑤ 負担割合	
年	月	日			
世帯主氏名 住所					
保険者番号	交付者名				印

【主な変更内容】

- ④ 証の名称に「兼高齢受給者証」を追加
- ⑤ **一部負担金の割合を追加**

(留意事項)

- ＊ これまで通り有効期限を過ぎて受診のあったレセプト等を請求した場合は、返戻又は過誤の対象となりますのでご注意ください
- ＊ 市町村におけるシステム導入の関係で、平成30年8月以前に新様式を交付する市町村もあります

大分県福祉保健部国保医療課 (問合先 097-506-2748)

※国保制度改革に関する情報は県のホームページをご覧ください

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12340/kokuhoseidokaikaku.html>